

## 個別主要議題の概要

### (1) 資源動員の目標の設定

生物多様性に関する年間支出額の 2006 年～2010 年の平均値を暫定的なベースラインとし、今次会合に提出された暫定的な報告枠組を用いて、以下の暫定的な目標を達成することを決意する( resolve to achieve )ことが決定された。

(ア) 生物多様性に関する国際的な資金の開発途上国等に対するフロー（南南協力を通じたものも含まれる。）を 2015 年までに倍増させ、その水準を少なくとも 2020 年まで維持することとし、開発途上国等は、自国における開発計画における生物多様性の優先順位を上げる。

(イ) 少なくとも 75% の締約国が、2015 年までに自国の優先課題や開発計画に生物多様性を位置づけ、これによって国内における適切な資金の供給が確保される。

(ウ) ベースラインの安定性( robustness )を向上させるため、適切な資金を供給された締約国の少なくとも 75% が、国内における生物多様性に関する支出、資金ニーズ、ギャップ及び優先順位を報告する。

(エ) 適切な資金を供給された締約国の少なくとも 75% が 2015 年までに生物多様性に関する資金計画を作成し、当該締約国の 30% が生物多様性及びその構成要素の様々な価値を評価する。

また、資源動員の最終的な目標を採択することを目的とし、COP12 において愛知目標の達成に向けた進捗状況を評価すること、及び 2020 年までの各 COP において当該目標の達成状況の評価を継続することが決定された。

### (2) 資金メカニズム

条約の資金メカニズムである地球環境ファシリティ( GEF )に対し、生物多様性の分野における今後の資金ニーズに関する専門家チームの評価報告書のあらゆる側面を次回の増資において精査するよう強く要請することが決定された。我が国がその設立を主導した名古屋議定書実施基金( NPIF )については、第 5 次増資期間( 2014 年 6 月まで )のために各国から拠出された資金のすべてが支出されるまで運用されること、及び COP12 においてそれ以降の取扱を決定することが決定された。

### (3) 名古屋議定書

名古屋議定書政府間委員会の第 3 回会合( ICNP3 )を開催すること、多数国間の利益の配分の仕組み( 第 10 条 )に関する広範囲な意見照会を行い、

その結果を専門家が整理して ICNP3 に提出すること、情報交換センターの開発のための第 1 回締約国会議までの作業計画を承認すること、利用可能な予算がある場合には、能力開発に係る戦略枠組みを作成するための専門家会合を開催すること、第 1 回締約国会議での承認を目指し、議定書の遵守を促進するための手続及び制度の作成を ICNP3 において継続することなどが決定された。

また、環境省、条約事務局及び EU で共催したサイドイベントなどの場において、議定書の締結及び実施に向けた状況について、各国間で情報共有が行われた。

#### ( 4 ) 海洋及び沿岸の生物多様性

「生態学的・生物学的に重要な海域 ( EBSA )」の基準を満たす海域を抽出した地域ワークショップの結果が報告されるとともに、EBSA 基準の適用は科学的技術的エクササイズであることに留意しつつ、最終的な EBSA の特定及びその保全管理措置の選択は各国や権限ある政府間機関が行うということを前提として、上記報告を国連の国家管轄圏外海洋生物多様性アドホック非公式作業部会、各国、関係国際機関等に提出することが決定された。

#### ( 5 ) 生物多様性と気候変動

森林分野における気候変動の緩和に関する活動のリスクを減少させ、多様な便益を増加させることを意図した「生物多様性関連セーフガード」の適用における配慮事項に留意すること、及び REDD+ ( 途上国における森林減少・劣化による温室効果ガス排出を削減する取組 ) による生物多様性への影響を評価するための指標の作成に向けて今後も作業を継続することが決定された。また、COP10 において採択された、気候変動の緩和及び適応に貢献しつつ生物多様性を保全し、持続的に利用し及び復元する方法に関するガイダンス ( ジオ・エンジニアリング活動の制限に関する内容を含む。 ) が再確認された。

#### ( 6 ) 持続可能な利用

ブッシュミート ( 野生動物の肉 ) の利用に関する小委員会の改正勧告が、「生物多様性の持続可能な利用に関するアディスアベバ原則及びガイドライン」を補足するものとして歓迎された。また、我が国が提唱し、その実施を主導している SATOYAMA イニシアティブについて、その取組の貢献が確認された。

#### ( 7 ) 原住民の社会の伝統的知識の保存など ( 第 8 条及び関連条項 )

原住民の及び伝統的な知識の還元 ( repatriation ) のための優良事例ガイド

ラインを作成するための考慮事項を採択した。また、生物資源の慣用的な利用 ( customary use ) に関する行動計画を作成することに合意した。

#### ( 8 ) IPBES との連携

IPBES ( 生物多様性及び生態系サービスに関する科学・政策政府間プラットフォーム ) に対し、愛知目標の達成の評価に貢献し、戦略計画の長期目標を達成するための政策オプションに関する情報を提供するための方法を検討することを要請することとなった。

また、IPBES における手続及び作業計画の作成状況を考慮しつつ、IPBES とどのように協同すべきかに関する勧告を科学技術助言補助機関 ( SBSTTA ) が作成して COP12 に提出することが決定された。

#### ( 9 ) 2013 年～2014 年予算

我が国は CBD 運営予算の最大の拠出国であり、義務的拠出金総額の約 16% を負担している。長引く世界経済停滞の影響により国家財政が極めて厳しい締約国がある中、COP10 で採択された名古屋議定書の発効に向けて必要な費用を重点的に予算配分した結果、2013 年予算は 12,994,100 米ドル、2014 年予算は 13,580,800 米ドル ( 2 ヶ年合計 26,574,900 米ドル ( 前期比 7.3% 増 ) ) とすることが決定された。我が国の分担金額は 2 ヶ年合計で 3,765,492 米ドル。

#### ( 10 ) 各国における生物多様性国家戦略の策定状況

各国に愛知目標達成に向け戦略計画 2011-2020 に沿った生物多様性国家戦略の改定等を要請する決定が行われた。我が国からは、この趣旨に沿った国家戦略の改定を行ったこと、引き続き生物多様性日本基金を用いて途上国における生物多様性国家戦略の改定や実施支援を行うことを発表した。

#### ( 11 ) 国連生物多様性の 10 年、多様な主体の参加

愛知目標の達成に向け、多様な主体の参画による取組を着実に進めていくことの重要性を多くの国が言及。我が国からは国連生物多様性の 10 年日本委員会の取組、生物多様性民間参画パートナーシップや日本経団連の取組、生物多様性自治体ネットワークの取組などを紹介した。

#### ( ア ) 国連生物多様性の 10 年

前文に国連生物多様性の 10 年 ( UNDB ) の初年 2011 年の活動に対する日本政府による支援へ謝意が述べられるとともに、締約国会議が戦略計画 2011 - 2020 や愛知目標の達成に向けた「国連生物多様性の 10 年戦略」に留意し、締約国や利害関係者が UNDB 関連の取り組みを行う際、「自然と共生する ( Living

in Harmony with Nature)」というメッセージの活用を招請することを含む決定が採択された。

(イ) ビジネスと生物多様性

前文に締約国による条約・議定書の目的や先住民の権利とニーズに対する事業者の姿勢についての考慮や日本経団連生物多様性宣言に基づく行動指針とその手引き(改訂版)への留意等を含む、生物多様性の保全と持続可能な利用や愛知目標達成に向けた民間参画を促進するための決定が採択された。

(ウ) 自治体と生物多様性

締約国などに対し、地方自治体及び準国家の生物多様性戦略計画及び行動計画の発展・強化及び主流化のためのガイドライン及び能力開発の機会の提供を招請することを含む決定が採択された。

なお、併行して10月15日～16日に地方自治体による生物多様性サミットが開催され、我が国から大村愛知県知事や河村名古屋市長らが参加し、地方や準国家の生物多様性戦略計画及び行動計画の策定過程における中央政府との協働などを含むハイデラバード宣言が合意された。